令和4年1月臨時会 文教警察企業常任委員会会議録 令和4年1月20日

場 所 第3委員会室

令和4年1月20日(木曜日)

午前10時22分開会

会議に付託された議案等

- ○その他報告事項
- ・ 令和 4 年宮崎県警察運営方針及び運営重点に ついて
- ・交番・駐在所の統廃合について

出席委員(6人)

委 員 長 重 松 幸次郎 委員 長 下 寿 副 Ш 委 員 徳 重 忠 夫 委 員 井 本 英 雄 委 員 丸 山 裕次郎 委 員 満 行 潤 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

生活安全企画課長

警察本部

警察本部長 佐藤隆司 警 務 部 長 橋 和 成 警務部参事官兼 高 俊 治 日 首席監察官 生活安全部長 時 任 和 博 刑事 部 長 Ш 正. 純 交 通 部 長 河 野 俊 長 晃 央 警 備 部 河 野 警務部参事官兼 上平 腎 一 計 会 課 警務部参事官兼 三原 健 務 課 生活安全部参事官兼 黒 瀬 信太郎

 総務課長梅原

 生活環境課長 廣田 匡慶

 交通規制課長 宇都宮 淳一郎

 運転免許課長 戸 松 俊 二

事務局職員出席者

議事課主事飯田貴久総務課主事合田有希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任 委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま す。お手元に配付いたしました日程案のとおり でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、その他報告事項について、警察本部長 の概要説明を求めます。

○佐藤警察本部長 警察本部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年最初の常任委員会に当たりまして、一言 御挨拶を申し上げます。重松委員長をはじめ委 員の皆様方には、昨年一年間、警察業務各般に わたりまして格別の御理解と御支援を賜り厚く お礼を申し上げます。

本年も宮崎県警察といたしましては、組織の総合力を結集し、県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察活動を推進して、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に向けて努力してまいる所存でございます。引き続き、御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、お手元の資料のとおり、 令和4年宮崎県警察運営方針及び運営重点について、交番・駐在所の統廃合についてにつきま して御報告させていただきます。

内容につきましては、警務部長から説明させ ますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は少年課長が、この委員会を欠席 しておりますので、よろしくお願いいたします。 私からは以上でございます。

○重松委員長 次に、その他報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○髙橋警務部長 おはようございます。それでは、令和4年運営方針及び運営重点についての御説明をさせていただきます。

お配りしております資料1の1ページを御覧 いただければと思います。

本年の運営方針は、昨年に引き続き主題を「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」、副題を「安全で安心な宮崎を目指して」とし、社会や治安情勢の変化を敏感に捉え、県民の安全と安心を確保するため、より効果的な警察活動を推進することとしております。

また、この方針の下、具体的取組として下段 にあります、子供・女性・高齢者を守る取組と 効果的な犯罪防止対策の推進など5項目を運営 重点にしております。

各運営重点についての御説明をいたします。 2ページをお開きください。

まず、上段の子供・女性・高齢者を守る取組 と効果的な犯罪防止対策の推進についてであり ます。

いまだ統計が確定しておらず暫定値ではありますが、令和3年11月末現在の刑法犯認知件数は3,256件、前年比マイナス155件であり、数値的には前年同期比で戦後最少を記録した一昨年をさらに下回っている状況でございます。

しかしながら、DV、ストーカー、児童虐待、 うそ電話詐欺、生活経済事犯、インターネット を悪用した犯罪など、子供・女性・高齢者が被 害に遭いやすい犯罪が依然として発生しており、 犯罪情勢は予断を許さない状況でございます。

このような状況を踏まえ、子供・女性・高齢者を守るための活動を強化するとともに、関係機関、団体との協働した効果的な犯罪防止対策に取り組むなど、犯罪の起きにくい社会づくりへの取組を推進してまいります。

次に、下段の重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪 対策の推進についてであります。

昨年は、殺人、放火などの凶悪事件の被疑者 を早期に検挙するとともに、暴力団を徹底して 取り締まるなど、県内の安全、安心につながる 事件捜査を展開してまいりました。

本年も引き続き、迅速的確な初動捜査と鑑識活動の徹底及び科学捜査の推進等により、重要犯罪の徹底検挙を図るとともに、暴力団をはじめとする反社会的勢力の資金源となっている、うそ電話詐欺、覚醒剤、麻薬等の薬物事犯の取締りを推進してまいります。

3ページをお開きください。

上段の交通事故の抑止と安全で快適な交通社 会の実現についてであります。

こちらもいまだ統計が確定しておらず暫定値ではありますが、令和3年中の交通事故の発生状況は、死者数が30人、前年同期比マイナス6人、人身事故発生件数が4,461件、前年同期比マイナス665件、負傷者数が5,059人、前年同期比マイナス682人であり、前年よりも交通事故死者数、発生件数、負傷者数ともに減少しております。

しかしながら、交通事故死者に占める高齢者 の割合は6割と依然高水準にあり、人身事故に おいては、高齢運転者が原因となった事故が全体の約3割を占めている状況でございます。

このため、高齢運転者が運転を継続するため の制限運転の浸透、交通安全教育や安全運転サ ポート車の普及啓発など、高齢運転者支援のた めの取組を推進してまいります。

また、歩行者の安全を確保するため、運転者に対する歩行者保護意識の醸成や歩行者が自らの命を守る行動を促進するための交通安全教育、飲酒運転の根絶等、交通事故実態などを踏まえた交通指導取締りを展開し、交通事故を抑止していくとともに、通学路や生活道路等の道路環境の整備や合理的な交通規制などにより、安全で快適な交通社会の実現を目指してまいります。次に、下段の災害、テロ等緊急事態への的確

本県は、台風による風水害や新燃岳をはじめ とした霧島山の火山噴火などの災害に加え、南 海トラフ地震による甚大な被害が想定されるな ど、自然災害の発生が、県民にとって重大かつ 身近な脅威であります。

な対処についてであります。

また、我が国におけるテロの脅威が継続している中、新型コロナウイルス感染症対策のための移動制限が緩和された後には、事前に計画されたテロ攻撃の発生も懸念されるなど、情勢は依然厳しい状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、警察の総合力を発揮 した防災・減災対策を推進するとともに、テロ を未然に防止するためドローン対策やサイバー 攻撃対策等の新たな対策を推進するなど、災害、 テロ等の緊急事態に万全を期してまいります。

4ページをお開きください。

最後に、県民の立場に立った警察活動の推進 と社会の変化に適応する警察基盤の整備につい てであります。 警察への相談や被害者支援などの警察活動は、 県民目線で迅速かつ適切に推進しなければなり ません。他方、人口減少や急速な高齢化、国際 化、先端技術の発展、さらには新型コロナウイ ルス感染症の拡大がもたらす社会情勢の急速な 変化に伴う新たな治安上の課題に対応していく ためには、警察活動を支える各種基盤の充実・ 強化を図る必要があります。

このため、戦力となる優秀な人財の確保、効果的かつ計画的な育成のための取組を推進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康管理対策など、全職員が県民のために、その能力を最大限に発揮できるための施策を推進し、強くしなやかな警察の確立を図ってまいります。

以上、本年の運営方針及び運営重点について 御説明いたしましたが、組織の総力を挙げて、 県民の期待と信頼に応える警察活動を推進して まいりますので、引き続き、御理解、御支援を よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2に従いまして、交番・駐 在所の統廃合について御説明いたします。

まず初めに、1の社会の変化に適応するため の組織体制の再編整備に係る基本方針の策定に ついて御説明を申し上げます。

御案内のとおり、日本社会は人口減少や急速な高齢化、国際化の進展等の変化に直面しているとともに、スマートフォン等の普及や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりサイバー空間の利用を前提とする様々な技術やサービスが普及しつつあるなど、刻一刻と変化している状況でございます。

本県は、既に人口の3人に1人は65歳の高齢者となり、近い将来、人口100万人を割り込むと推計されています。全国よりも早いペースで進

行している本県の高齢化の影響は、交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合や、高齢運転者による交通事故の発生件数等に顕著に表れているところでございます。

また、サイバー犯罪に関し、県内でもスマートフォン等に送信された詐欺メールに誘導され、 実際にクレジットカード番号を入力してしまうようなケースの相談が増加しているなど、その 被害は都心部に限定されたものではございません。

そのほかにも、事態が急展開して重大事件に発生する可能性があるストーカー事案やDV事案等の相談が依然として多いこと、国際化の進展に伴う国際テロの脅威や、南海トラフ地震等の災害等の発生のおそれがあるなど様々な治安上の課題がございます。

このような社会の変化に適応し、変容する治安上の課題に適切に対応していくため、県警ではパブリックコメントを募集した上で、昨年3月に5本の柱からなる、社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に係る基本方針を策定したところでございます。

この基本方針は、サイバーその他治安情勢の変化への対応と先端技術の導入、犯罪の悪質化、巧妙化等を踏まえた捜査力の強化と各種支援体制の確立、交番・駐在所の統廃合等による現場執行力と機動力の向上、警察本部や隣接警察署の補完による小規模警察署の体制の合理化、社会情勢を踏まえた計画的かつ効果的な警察署の整備の5つの柱で構成されています。

社会や治安上の課題の変化に適切に対応する ための取組を進めていく上で、技術導入、人員 配置、拠点整備など治安維持の基盤となる組織 体制の再編整備を早期に実施していくべきとの 考えの下、策定に至っておりますが、その柱の 一つとして、今回御説明申し上げます交番・駐 在所の統廃合等による現場執行力と機動力の向 上を掲げているところでございます。

警察としては、基本方針に盛り込んだとおり、 交番・駐在所をはじめとした地域警察の現場執 行力と機動力の向上を図ることが喫緊の課題で あると捉えておりますが、警察官の定員は国の 政令等に基づき基準が定められ、本県独自に増 員して強化することは困難であります。そこで 現在の交番・駐在所の配置、管轄を見直すこと により、交番・駐在所に人員を集中配置したり、 警察署のパトカーに配置転換したりする計画を 策定するに至ったものであります。

それでは次に、2の交番・駐在所の現状等に ついて御説明を申し上げます。

現在、県内には交番が60施設、駐在所が106施設でいます。駐在所のうち、実際に勤務員が配置されているのは101施設で、残りの勤務員のいない駐在所は、隣接する交番等で勤務する警察官が居住をしている連絡所型駐在所、または、警察署のパトカーや隣接する交番勤務員等が一定時間駐留して警戒に当たる駐留型駐在所になります。

交番・駐在所の勤務員の状況ですが、交番は 原則24時間勤務である1当務当たりの勤務員が 複数となるように配置をしておりますが、事件 事故の発生件数等から勤務員の配置効果を考慮 すると、約3割の17交番において夜間1人の勤 務体制となっております。

また、駐在所についても、同じ理由で施設で 1人のみの勤務となっており、駐在所勤務員は 原則昼間帯の勤務となりますので、夜間は隣接 する交番や警察本署のパトカーにより警戒を 行っているという状況でございます。

警察署本署のパトカーについては、宮崎北警

察署等の大規模警察署として分類している4つの警察署は1当務当たり2台のパトカーを運用し、中小規模警察署として分類している残り9つの警察署は1当務当たり1台のパトカーを運用しております。これらパトカーは、1台当たり2名の勤務員が必要となりますが、欠員が生じることがあり、署の規模を問わず、交番や駐在所の勤務員を警察署本署のパトカー勤務員として補充することで、これらの台数を維持している状況でございます。

また、ここ数年、全国的に交番勤務の警察官が襲われ死傷する事案が連続発生しております。 交番襲撃事案は大都市圏に限ったものではなく、いつ県内で発生してもおかしくはない状況でございます。もし不意の交番等襲撃により、万が一拳銃が奪われれば、当該地域に与える治安上の脅威は言うまでもなく、地域住民に与える恐怖は計り知れないものとなります。

それでは次に、3の交番・駐在所統廃合の目 的について御説明を申し上げます。

まずは、現場執行力の向上についてですが、 交番・駐在所を統合し勤務員を集中配置することにより、これまで単独で臨場していた事件事 故等現場に対して、複数の警察官を現場臨場させるなどにより、相互に連携して事案処理に当たることができ迅速な措置が可能となるほか、 危険な現場であっても殉職受傷事故防止に配慮しながら、的確な職務執行の確保が可能となるなど現場執行力の強化を図りたいと考えております。

次に、交番襲撃等への対処能力の向上についてですが、交番等の勤務員を集中配置することで、交番・駐在所等の警戒体制を強化することができ、例えば施設内での書類整理等勤務中の不意を突いた交番襲撃等があった場合でも、複

数で勤務することで勤務員の安全を確保しながら対処することが可能となるなど、交番襲撃等への対処能力の向上を図りたいと考えております。

また、先般、地方公務員法の改正により定年年齢が引き上げられることが決定し、今後、2年に1歳ずつ延長され、令和13年度には65歳まで延長される予定です。このままの現状の推移で現在の施設を維持した場合、高齢の警察官が拳銃を携帯して、単独で交番や駐在所で勤務するということも想定されます。

もちろん我々警察は、本部長以下全職員が、 県民が安全、安心が脅かされている状況下において、常に身を挺してお守りする覚悟を持って それぞれの勤務に従事しており、各種訓練を通 じて、その能力向上に努めているところでございます。我々は、これからも地域住民の方々を 守っていく存在として、個々の対処能力の向上 を図りながら、より強靱な存在となるためのあらゆる手段を講じてまいりたいと考えております。

次に、機動力の向上についてでありますが、 交番・駐在所を統合し、配置転換が可能となっ た警察官については、警察署のパトカー勤務員 として配置することで、昼夜を通して広域かつ 効果的なパトロールを実施するなど機動力の向 上を図るとともに、交番・駐在所までの距離が 遠くなった地域への警戒力も高め、地域住民の 方々の不安感の解消に努めてまいります。

加えて、それぞれの施設に現在配備されているミニパトカーやバイクなどは集中配備をすることで、パトロールの方法に選択肢が広がり、管内の事件事故の発生状況に応じた効果的なパトロールの展開が可能になる等、さらなる機動力の向上を図りたいと考えております。

最後に、夜間警戒力の強化についてでありますが、駐在所を統廃合することにより、昼間帯のみ勤務していた駐在所の勤務員を、昼夜分かたず勤務する警察署パトカーや交番の勤務員に配置転換するなどして、24時間365日勤務する警察官を増強することで夜間の警戒力を強化したいと考えております。

それでは次に、4の統廃合に係る手順等について御説明を申し上げます。

統廃合については、先ほど御説明した状況を 踏まえ、交番・駐在所の機能強化という目的を 達成するため、今後5年をめどに計画的に進め ていくこととしております。

統廃合の計画につきましては、令和2年夏頃から、社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に係る基本方針の策定のための検討と並行しまして、地域の治安情勢や交番・駐在所の統廃合の必要性について検討を重ねてまいりました。

計画案につきましては、警察本部であらかじめ作成した案を各警察署が管内の治安情勢を踏まえて修正等を行い、さらに各担当間で複数回の調整を重ねるなどした上、令和2年度の体制となる昨年1月の県下署長会議及び令和3年度の体制となる昨年4月の県下署長会議において、それぞれ協議を行いました。これらの協議を重ねた結果等を踏まえまして、昨年4月に5年をめどに統廃合等する施設を選定した現計画を策定したところでございます。

統廃合する施設につきましては、事前に地域 住民の方々への説明を実施することとしており、 説明の対象につきましては、統廃合の対象とな る施設が管轄する地域の情勢等により異なるケ ースもございますが、警察署協議会員や交番・ 駐在所連絡協議会員、区長等の地区代表、少年 警察ボランティア等の地区ボランティア、市町村長、県議会・市議会議員の皆様、小中高校、市町村役場や支所等となっております。これらの方々に対して、警察署長をはじめとする警察署の幹部が地域住民の皆様の意見や要望等を酌み取りながら慎重に説明を実施しているところでございます。

説明につきましては、令和4年4月から統廃合を予定している施設を中心に、令和3年12月末までに県下13署で延べ約220回の説明を実施しております。

これらの説明では、統廃合の必要性、目的等の説明を実施した上で意見交換を実施しておりますが、地域住民の皆様からは、「警察署の署員数が減らず、交番等に人員を集約して執行力強化につながるならよい」、「しばらく連絡所型駐在所として残り、警察官が居住してくれるのであれば安心である」、「事件や人口の減少、時代の流れを考えれば仕方のないことだ」と理解を示してくださる御意見がある一方で、「駐在所の存在が大きく治安に影響するので施設をなくすのは反対である」、「管内道路の大型車往来が多く、沿線沿いにある駐在所をなくすのには反対である」との反対意見もいただいたところであります。

これらの御意見や御要望に対しては、地域の 実情を検証して複数回にわたる丁寧な説明を 行ったり、お互いの折衷案を提示したりするこ とで、反対から一定の理解を示していただいた 方もおられるといった状況でございます。

警察では、住民説明の機会にいただいた御意 見等を踏まえ、駐在所等の統廃合に伴う地域住 民の方々の不安感の解消のため、様々な取組に ついて検討を進めているところです。

連絡所型等駐在所への移行につきましては、

勤務員は配置しないものの、治安維持の拠点となる施設は残し、警察官がその施設に居住しながら隣接交番で勤務する連絡所型駐在所に移行するもので、地域住民の要望に応じて、この連絡所型駐在所への移行も検討しております。

その駐在所に居住する警察官は、その地域に おける地域警察活動や地域の行事には参加する ことになりますので、地域住民とのつながりは 維持されるものと考えております。

警察官駐留警戒場所の設置につきましては、 廃止される駐在所管内の住民の方々の協力を得まして、パトカーがいつでも駐車できる場所を 確保し、継続的な駐留警戒を実施するものであ ります。その警戒場所には、警察署長名が入っ た看板を設置するなどして、地域住民に見える 形でパトロールを実施したいと考えております。

移動交番車の運用につきましては、移動交番 車という交番機能を備えた車両を駐在所等が廃 止された地域などに定期的に派遣し、地域住民 からの意見要望や相談を受けたり、各種届出を 受理したり、機動力を生かしてその地域のパト ロールを実施したりするものでございます。

この移動交番車につきまして、これまで近く に交番・駐在所がない地域にも派遣することが できますので、そのような地域にお住まいの方 々にも喜んでいただけるものと考えております。

臨時交番・駐在所の開設につきましては、定期的に管内の公民館などを借用し、臨時の交番等を開設するものでございます。統廃合によって、交番や駐在所から距離的に遠く離れる地域がございますので、その地域には、定期的に公民館等公的施設を借用し、そこに警察署等から派遣した警察官を一定時間、常駐させ、交番や駐在所と同じように、地域住民の意見要望や困り事の相談を受けたり、各種届出を受理したり

するものになります。

各種モデル地区の指定等につきましては、管内の地域住民の要望に応じ、犯罪や交通事故等の防止モデル地域に指定するなど警察の施策と連動させることにより、地域住民とのつながりを維持、強化するものでございます。

例えば、統廃合する施設管内において、うそ 電話詐欺被害防止推進モデル地区の指定など警 察活動を推進することにより、警察署や受持ち 駐在所等との距離感を縮めることができると考 えております。

以上のように、統廃合する地域については、 可能な限り、これまでどおり警察と地域のつな がりを継続できるように様々な取組を実施して いきたいと考えております。

最後に、5の当面の予定等について御説明申 し上げます。

現在、地域住民の皆様に対しては、警察署長等が説明を実施している最中でございまして、また、交番・駐在所の名称・位置等の設置に関する事項を宮崎県公安委員会規則に定める必要があり、いまだ改正し、決定したものではありませんので、あくまでも予定ということではございますが、令和4年4月1日をめどに、県内の交番・駐在所計25施設を統合する予定で計画を進めております。

具体的には、宮崎北警察署の波島駐在所を阿波岐原交番に、下北交番を江平交番に、住吉駐在所を蓮ヶ池交番に、宮崎南警察署の月見ヶ丘駐在所を国富交番に、高岡警察署の北俣駐在所及び深年駐在所を国富交番に、西都警察署の上三財駐在所及び都於郡駐在所を下三財駐在所に、薗元駐在所を妻交番に、高鍋警察署の塩付駐在所及び十文字駐在所を川南交番に、延岡警察署の昭和町交番を延岡駅交番に、土々呂駐在所を

一ヶ岡交番に、高千穂警察署の河内駐在所を上 野駐在所にそれぞれ統合する予定で進めており、 また、串間警察署の福島交番、都城警察署の高 崎交番、えびの警察署の飯野駅前交番、高岡警 察署の高岡交番を交代制の交番から日勤制の交 番に移行する予定であります。

なお、これらの施設の統廃合については、地域住民の皆様におおむね御理解をいただいていると警察署からの報告をいただいております。

以上が交番・駐在所の統廃合についての説明となりますが、交番・駐在所の統廃合と言いますと、廃止ばかりが前面に立ってしまい、施設がなくなることなどについて不安に感じる方々が多いと感じております。

この統廃合計画は、交番・駐在所の機能強化 につなげるための人員再編・整理でありながら、 人員も施設も戦略的に再配置をする計画である とも考えております。

警察としては、県全体を見渡し、各地域等のバランスを考えながら、将来的に、より目立つ場所に、より強い交番・駐在所を再配置していくという方針で進めたいと考えております。

説明については以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はございませんか。

○井本委員 統廃合の問題ですが、4月1日ありきで進めているということですか。去年の3月ぐらいから始めて1年間でこれをやり遂げようということなんでしょうけれども、ちょっとスピードが早過ぎるんじゃないですか。

この前の勉強会のときに、これは条例対象事項ではないから、要するに警察の勝手にやるという言い方をするから、我々県議会で条例つくりましょうかと冗談半分で言いました。

確かに、自分たちの内部の組織だから勝手に どうでもできるという発想かもしれないけれど も、我々としては住民の本当の平安を守らない といけないという思いがあります。これは皆さ んの意見を聞くと、今のままでもいいんじゃな いのかという人が多いわけですから、1年間で これを決めてしまうというのは早過ぎるような 気がしますけれども、その辺はどうですか。

○髙橋警務部長 1年ありきということは当て はまらないかなと思います。もちろん丁寧に説 明して、住民の方々の御理解を得た上で4月1 日という案を出しているということでございま す。

現状から変化しなくてもいいのではということでありますが、先ほども御説明を申し上げたとおりでありまして、治安情勢は刻々と変化しており、また夜間に起こる犯罪も多いということもございますので、将来にわたって県警として治安維持の責任を果たすということであれば、やはり適切に対応する組織体制を強化し、今回のように強化するというイメージで機動力、現場執行力を上げていきます、より強くしますということで御説明を申し上げて一定の理解を得たところが、結果として1年目でできるというところになったということでございます。

○井本委員 もう一回はっきり言うけれども、 これは4月1日ありきじゃないと考えていいで すね。

○髙橋警務部長 はい。できるところからということで、結果として1年目からできるところがあるというところでございます。ほかに計画をしているところですと、やはりまだまだかかるというところもございますので、今回の25施設については住民への説明、おおむね御理解をいただいたということで進めたいと考えており

ます。

〇井本委員 いやいや、理解していないよ。我々がまず理解していないんだから、我々は県民の代表なんだから。自分たちで勝手に理解しているもんだと言うけれども、あんたたちのそれは推定やがね。我々県議会議員は理解していないよ。警務部長はどこ出身ですか、本当に宮崎出身ですか。

○髙橋警務部長 私、出身は東京都大田区蒲田 というところでございます。

○井本委員 そうでしょう。あなたは宮崎県の こと愛していませんよ、はっきり言って、そう いう言い方は。本当に宮崎県民なら、これは心 配ですよ、はっきり言って、警察官をこういう 体制に戻すのは。もっと真剣に考えてほしいと 思いますよ、警務部長。

○髙橋警務部長 御意見は賜りたいと思います が、真剣に考えた末の結論ということでござい ます。

○井本委員 いいや、真剣に考えとらん。あんたは勝手に東京から来て、1年か2年ぐらいで帰るつもりでいるだろうから、このぐらい簡単にまとめて帰ろうと思うとる。我々としては、本当に赤いランプを頼りにして生きているんですよ。あの赤いランプがついているのが安心だって、みんな言いよるわけだから。私は皆さんの意見を聞いているとは思いません。それはいいや、あんたと私の主観的な考え。

それで、この目的は、一番最初に「社会の変化に対応する」と書いてあるでしょう、これが目的ですよね、対応するというのが。具体的にどういう目的なのかが書いていない。

そして2番目、3番目に「統廃合の目的」と 書いてあるけれども、これは言葉が違う。これ は統廃合の手段の内容ですよ。そうでしょう、 これは目的じゃないですよ。言葉が違います。 言葉を選んでどういうものを目的とするのか、 それを具体的に書いてくださいよ。

その目的を実現するための手段としてこういうものがありますよということをきちっと合うような形で書いてもらわないと、我々は分からない。何でこの社会の変化に対応する手段として、この4つがいるんでしょう。じゃあ、我々の、今まで皆さん方に対する信頼している、それはどこへ行くんですか。それに対して何も書いてないわね。

社会の変化はどういう変化なのか具体的にも う一度しっかり上げてくださいよ。それに対し て手段として、ここに4つ書いてあるわけでしょ う。これは目的じゃなくて、これは統廃合とい う手段の内容ですよ。そうでしょうがね。統廃 合の手段がどうして目的にマッチしているのか、 我々が納得できるように、その辺はしっかり書 いてくださいよ。

我々はこれ要らんと思っているわけですよ。 都会のほうで警官が危なかったと2番目に書い てあるけれども、この宮崎県でそういうことは 実際にあったんですか。

〇時任生活安全部長 県内における交番・駐在 所が襲撃された事案の発生状況ですが、勤務員 に対するものとか、施設内のものが損壊された りするなどの加害事案は、平成28年以降11件発 生しております。このうち9件を銃刀法違反と か威力業務妨害、建造物侵入等で検挙しており ます。

なお、交番等内で警察官が勤務中に発生した 加害事案は11件中6件で、警察官が負傷した事 案はありません。この11件のうち勤務員が直接 襲われた事案というのも1件発生しておりまし て、令和2年3月北警察署の一の宮交番におい て、宮崎市内の少年が同交番の男性警察官に対 し木の棒で殴りかかる公務執行妨害事案が発生 し、同日現行犯逮捕した事案もあります。

〇井本委員 もう一回。襲撃された事案ですか、 それは。言っている内容がよく分からなかった。

〇時任生活安全部長 直接狙われた事案は、この11件中、令和2年3月の北警察署の事案だけでありますが、そのほかは交番で勤務中に施設の出入り口の窓からドアが壊されたとか、消火器などを投げつけられて壊されたとか、そういった器物損壊事案等であります。

○井本委員 北警察署は大きいですよね。あそこで若者が木刀を持って殴り込みをかけたという感じなんですか。

〇時任生活安全部長 宮崎市内の少年が交番の 男性警察官に対して木の棒で殴りかかろうとし た事案でありまして、警察官が日頃身につけて います逮捕術訓練等の技を使って少年を取り押 さえております。同警察官については、けが等 はしておりません。

〇井本委員 1件あるかないかということです ね。

いずれにしても、目的は社会の変化に適応するということは書いてあるんだから、その目的でしょう。これ手段としてどういう、それがぴしゃっと合っているのか、その辺のところをもう一回書いてもらえませんか。

我々も県民に、社会が変化していて対応する ためには統廃合してこんなことしないといけな いのだと説明しないといけない。ここはそれが 私ははっきりピタッと的確な手段になっている かどうかとはっきり分からない。そして実際、 皆さん方の不安は取り除けるのかどうか、その 辺も分からない。その辺をきちっと目的と手段、 目的は何なのか。社会の変化に対応するために、 社会変化というのはどういう変化なのか、その 辺の目的をまずしっかり書いてくださいよ。そ の目的をどういう手段で解消しようとしている のか、そういうふうにぴしゃっと我々に納得で きるように書いてくださいよ。

○髙橋警務部長 社会の変化というものは例えばどういうものかという御質問かと思いますが、 先ほども冒頭で御説明申し上げたとおり、日本 社会、当然宮崎も含んでの話でございますが、 人口減少したりとか急速な高齢化をしたり、あ とグローバル化、国際化が進展して在日外国人 が増える。またスマートフォン等普及をしてお りますので、そういうものを使って匿名性の高い……

〇井本委員 話が長くなるから途中ですが、まず聞いてください。

まず、人口の変化に対応するために、どこをいじくらないといけないのか、具体的に聞かせてください。人口の変化に対応するために手段として何が要るのか、どうするのか。

それと、我々はっきり分からん。何か曖昧なことを並べているでしょう。具体的に一つ一つ詰めていきましょう。人口の変化に対応するために、どこをいじくらないといけないのですか。

○髙橋警務部長 警察の場合ですといろんな施 策で対応することになりますので、どれがこれ に効くんだと、どれが1対1に当てはまるのか ということについては申し上げられないのです が、人口減少ということであれば、県全体の治 安情勢を平均的に見て、取扱いが少ないところ、 多いところをならしていくということが必要な ので、やはり統廃合の話ということになってき たり、あと起こった事件について例えば、より 緻密に今は捜査しなければいけないということ であれば、捜査員の強化ですとか若手の早期戦 力化ですとか、そのような形でいろいろな施策でその目的を達成しようということなので、一つの目的に対して、この一つの施策ですということは、はっきりここの場では申し上げるということはできないと思います。

○井本委員 いやいや、それはおかしいんじゃない。やっぱり目的と手段というのは適合しているのが当たり前で、重層的にいろんな重なりがあるとは思いますよ。この目的を達成する手段としてはこんなに幾つもありますよ、この手段がまたこっちの目的を達成することになるなど、重なることはたくさんあるけれども、それとこれとがマッチしていないのはおかしな話でしょうが。

○重松委員長 井本委員、すみません、ちょっと詳細な話になると、ほかの委員も質問がありますので、まとめていただけませんでしょうか。

○井本委員 私の思いは、はっきり目的と手段をしっかり我々が納得できるように、一つ文書立ててくださいよということです。これでは、私たちは県民を納得させられません。

○重松委員長 今、井本委員がおっしゃってるように、県民に説明するためにもう少し詳細な資料を出していただきたいということだというふうに……

〇井本委員 いいです、もうそれでいいです。 すみません、どうぞお先に。

○丸山委員 恐らく平成16年から行政改革という形で県とかも職員数を減らしていたんです。 県警だけは諸事情があるからということで警察 庁の指示に基づいて、増員をしてきたことがあっ たと思うんですが、どの部署を増やして、どう なったのかがよく分からないんです。

今回、交番の統廃合では、地域課の駐在所を まとめてパトカーに乗せる人たちを増やすため の人員を出すと言っているんですが、人員が足りなければ、増員すればいいんじゃないかと地域住民の方が言われているので、まず増員ができない理由を教えていただきたいのが一つ。

それと、刑事課、交通課、警備課などのほかの課と人数の調整を協議したのかというのがよく分からなくて、我々は説明ができないんです。地域課だけで、人数を調整していると私は理解しているものですから、その上の全体的な課ごとの人員配置などの全体的な話が分からないから、そこをどういうふうに協議したのかを教えていただくとありがたいと思っています。

○三原警務課長 ただいまの御意見ですけれど も、申し分ございません、具体的な各課の人数 であるとか、特に刑事課、警備課等につきまし ては、やはり対象がおりますのでどのような体 制でという具体的な数は出せません。

ただ、例えば刑事課では、司法制度改革等が 進みまして、昔は被疑者を捕まえて取り調べを して、それで終わりだったところが、客観証拠 の収集等がないと有罪を勝ち取ることができな いということになってますので、そういった証 拠の収集に人員を取られております。

生活安全部門であれば、犯罪の形態が変わってきており、サイバー犯罪等に対処するため通信関係のデータを差押えで入手したりするなどの客観証拠を収集することに、人員を取られております。

我々としてもそれぞれ各課の人員を削減して 地域課に持ってきて機動力を確保することも検 討はしておりますが、地域課以上にほかの課も 人員がアップアップの状態であります。

ただ、先ほど申したとおり、具体的な数というのは、治安の必要上、申し上げられないところでございます。

○丸山委員 刑法犯がかなり減ってきて大分治 安がよくなってきていると認識をしているもの ですが、そうじゃなくてサイバー犯罪とかあっ て大変だからという全体的な人員の配置の在り 方について説明をいただいていないので、それ を地域住民の方々や我々にもしっかり説明して いただきたいです。

それと、小林管内であれば、須木駐在所は絶対残しますとか、我々も調査に行った北川駐在所は新しくつくったばかりで、県外との往来があるから残しますとか、そういう長期的なビジョンが見えないものだから、地域住民はいつかは全ての駐在所が統廃合されてなくなるんじゃないかという不安があります。

昨年1月にできた社会の変化に対応するための組織の再編整備の最後のほうに出てくる警察本部や隣接警察署補完による小規模警察署の体制の合理化となると、私からすると小規模な警察署が最終的には統廃合されて、非常に治安が悪くなるんじゃないかという思いがあります。

全体的なビジョンが見えないものですから、 しっかりと説明していただかないと、人口が少なくなってきているし事件が少ないから、駐在 所とか交番だけの問題じゃなくて波及的に、例 えば小林警察署とえびの警察署を統合しようと いうことになってしまうと、絶対統合されるほ うから反対運動が起きます。

そういったことを含めて、しっかり宮崎県としてこの治安を守ろうと、人口が少なくなっても、事件が少なくなっても、ここは絶対残しますよとかいうようなビジョンとかが見えないもんですから心配なもので、その辺の議論がどのように進んでいるのか教えていただくとありがたいかなと思っています。

○三原警務課長 今委員の御指摘の話ですけれ

ども、長期ビジョンと申しましても、この世の中が目まぐるしく変わっておりまして、正直今後10年で、このいろいろ犯罪情勢とかがどう変わるかというのは全く予想ができないところがございます。

ですから、我々は5年間をめどに今の状態で 今の犯罪情勢に対応できるような、強靱な組織 をつくるために統廃合の計画を立てているとこ ろであります。交番・駐在所の統廃合が、ひい ては警察署の統廃合につながるのではないかと いう御指摘をいただきましたけれども、今のと ころ警察署の統廃合をする予定はありません。

ただ、やはり今後大きな社会の変化がありましたら、こればかりは断定はできませんけれども、考えにくいのかなと考えております。

○丸山委員 確認します。5年後の計画というのを委員会の中で正式に見ていない気がするものですから、今は4月までに25の交番・駐在所を11に統合したいということですが、5年間のうちにどういうところまで改革をしていきたいというビジョンは出せるんですか。

○三原警務課長 結論から申しますと、その数 というのはある程度大まかなところは我々は頭 に描いております。ただ、これにつきましては 我々が立てていた計画が、犯罪の状況が変わっ て、必要ないということになりかねる事情もあ ります。

ですから、今のところ、そのような5年スパンで考えられているところは各警察署のほうが地域住民にはある程度お話をされているところでありまして、5年間の大まかな計画というのは出せるところですが、我々が懸念しているのはそれが独り歩きして、絶対統合されるんだというところまで至ると、我々も逆に住民の方に不安を与えるのではないかということで、5年

全部の計画の具体的な内容というのは、今日初めて一応25施設を統廃合するといったところで、 今差し控えていたところでございます。

○丸山委員 部署が違いますが、県の長期計画 がありますよね。農業でも林業でもいろんな産 業の長期計画というのは、10年計画や5年計画 を作って途中の3年で計画変更するというのが よくあるパターンなんです。

それを認識しているものですから、ある程度 長期的な5年ぐらいのめどをお示ししていただ いたほうが我々も分かりやすいし、今後もどう いうふうに持っていけばいいのかとか、人口減 少はするけれども治安をどうやって維持すれば いいのかとかいうノウハウが全く分からないで す。

先ほど言ったように、ほかの生活安全課とか 刑事課とか交通課とかも含めてどういう方向に 持っていこうとしているのかが、ビジョンが分 からないから不安になるものですから、その辺 の説明を紙ベースで情報提供いただくと分かり やすくなるし、それを我々も地域住民に説明が できると思っています。

交番だけがばっと出てしまっているもんですから、何かその辺の全体的なビジョンが分かりづらいと思っていますし、大変だというのは分かっているんですけれども、余りにも情報が少ないです。

それと、先ほど警務部長が統廃合する25の交番・駐在所をばっと羅列して説明されましたけれども、その一覧表をまだ委員会に一回も示したことないというのは、情報提供が少なすぎるんじゃないかという思いがあります。できるだけ出せる情報は我々にも説明いただいて、それを我々は地域住民の方に説明をしないといけないという役目もあるものですから、その辺の情

報提供があまりにも少な過ぎるのかなということで、できれば早めに情報提供をしていただくとありがたいと思っています。

○重松委員長 これは要望でよろしいですね。○丸山委員 はい。

○三原警務課長 御指摘のとおり検討させていただきまして、我々も治安の維持に支障がないところで検討させていただきたいと思っております。

○徳重委員 人口減少は全国47都道府県、どこでも最大の課題であって、また駐在所等が求められていることは事実であります。国民が生活している以上、安心安全に暮らしたいというのは、国民全て平等だと考えております。

そうした中で、宮崎県内で駐在所を統廃合したいという議論がありますが、全国47都道府県でもこのように議論がされているんですか。

○三原警務課長 各県がどのように進めているという具体的な情報は入手しておりません。ただ、交番・駐在所を統廃合するに当たりまして、各県の統廃合の状況については、お聞きしており、やはりどこの県も進めているところでありますが、この県の独自の計画に基づいて我々はこの統廃合を進めているところでございますので、全国統一したところでの統廃合ではないということは御理解いただきたいと思います。

○徳重委員 各県、状況というのは全然違うと 思うんですね。北海道、鳥取県、島根県、ある いは宮崎県のように大変広い面積の中山間地域 を持った県だったり、状況が違ってそれなりの 対応方法があるんじゃなかろうかと。

そして我々は今までのやり方が、決して悪かったと思っていません。正しい方向で県警がそういう体制をつくっていただいて、このことについて、これが危ないから駄目だと皆さん方は思っ

ていらっしゃるでしょうが、県民はそこまで思っていなかったわけです。ありがたいなと、安心、安全で生活ができるという思いで今日まで頑張ってきたわけです。

そして今は納得されているのに、今こういった形で出てくると、もう不安のほうが先に持ち上がっていると。これは全国でみんな平等に考えてもそうしてほしいと。今がいいと言っていらっしゃるのに、何で変えなきゃならんのかということも県民の一人として考えるわけです。 隣の鹿児島県、大分県はそんなことの議論はないということもあろうかなと思うんですよ。だから、こういう議論になっていると私は思っているんです。

やっぱり隣県に近い市町村に住んでいらっしゃる人たちというのは、隣は全然変わっていないのに何で宮崎県だけ変わらなきゃならないのかということも議論になると思っております。やはり隣県や同じような規模の県の状況等もちゃんと調査して、資料も求められて、これなら宮崎県民を説得できると、納得してもらえるというものが出てこないと、宮崎県はこうしますというだけでは我々議会としても、県民の声としては、今が正しいと、今なら安心安全だという気持ちでおりますので、その辺はどうでしょうか。ぜひ調査資料が欲しいと思っています。いかがでしょうか。

○三原警務課長 申し分ありません。私の言い 方がちょっと悪かったんですけれども、47都道 府県の交番・駐在所の数は事前に調査しており ます。どこの県も統廃合を進めておりまして、 ある県では、交番襲撃の後に統廃合を進めて、 力を集中するというやり方で施策を進めている ということは事実です。ただ、そこの詳細のデ ータを今の段階でお示しができないというとこ ろであります。

ですから、我々は県の独自の計画で進めておりますが、統廃合の範囲や程度につきましては、 各県の状況を参考にして今の計画を策定しているところであります。

○井本委員 たびたびすみません。ともかく一 遍統合してしまうと、もう一回また分散するの が恐らく難しいと思うんですよ。だから本当に 僅か1年ぐらいで決めてしまうというのは、 ちょっと早計じゃないかなと私は思います。

我々、学校を統廃合しました。学校とは違うと言われればそうなんだけれども、統廃合してしまったら、もう一回これを元に戻すのはできないんですよ。宮崎県内、もう廃校だらけです。本当に後になって、廃校にしないであのまま維持すればよかったねとみんな言ってるんですよ。しかし、1回統廃合してしまうと、今さらまた元に戻すのは人間の心理として、なかなかできないのですよ。

だからもちろん真剣にやってもらわないといけないのですけれども、本当にこれは大丈夫だとみんな納得した上でやってほしいなと。もう少し時間をかけても私はいいんじゃないかと思うんです。よろしくお願いします。

○重松委員長 ほかにございませんでしょうか。 関連ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本 部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさま でございました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○重松委員長 委員会を再開します。

今回の臨時会におきましては、当委員会への 議案の付託がないことから、委員長報告は原則 行わないこととなっておりますので、御了解を いただきたいと思います。

それでは、その他に何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 以上をもって、本日の委員会を 終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時28分閉会

署名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎